

生産行程管理業務規程

作成日：平成 27 年 6 月 1 日

改定日：令和 6 年 10 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒797-1212) エヒメケンセイヨ シノムラチョウノムラ 愛媛県西予市野村町野村8-177-1
セイヨ シノムラシルクハクブツカン
西予市野村シルク博物館

名称（フリガナ）：エヒメケンセイヨ シサンシギョウシンコウキョウギカイ 愛媛県西予市蚕糸業振興協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 兵頭 章夫

連絡先：西予市野村シルク博物館 TEL0894-72-3710（FAX兼用）

2 農林水産物等の区分

区分名：第 42 類 生糸類

区分に属する農林水産物等：家蚕の生糸

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：イヨイト 伊予生糸 I y o R a w S i l k

4 明細書の変更

生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行う。

5 明細書適合性の確認

生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、生産業者西予市（野村シルク博物館）が下記の行程を含む「生繰り法」で生糸を生産していることを確認する。

具体的には、生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、生産業者西予市（野村シルク博物館）に対し、出荷製品ごとに、所定のチェック項目を記載する生糸製糸行程案内書（具体的なチェック項目は、添付の生糸製糸行程案内書案を参照）を作成させると共に出荷前にその生糸製糸行程案内書を提出させ、その記載内容を確認することで、次の①～③の内容を確認し、「生繰り法」での生産方法を遵守しているか否かを確認する。

① 冷蔵保存した蚕の繭の確認

生産業者西予市（野村シルク博物館）が、次のような事項を留意しつつ、繭を冷蔵保存しているか否かを確認する。繭の冷蔵保存は、生産業者西予市（野村シルク博物館）のみで行う。

- ・ 蛹から蛾への変態防止
- ・ カビ等の発生の抑制

- ・冷蔵の条件（5℃～6℃、保存期間の限度1年）

なお、生産業者西予市（野村シルク博物館）は、養蚕農家から繭が納入された際に、内部汚染繭、薄皮繭、奇形繭等の不良繭を取り除く選別作業を行う（添付の入荷選別伝票様式案を参照）。

② 四国山系をその源とする水の確認

生産業者西予市（野村シルク博物館）が、製糸用水として、四国山系をその源とする水（水道水を含む）を使用しているか否かを確認する。

③ 生産業者西予市（野村シルク博物館）が、多条繰糸機を用いて低速で（生糸にかかる張力を抑えて）繰糸し、生産された生糸について、出荷時に、光沢及び風合いの良・不良の確認と、流通規格の箱（30kg用箱）に梱包される生糸の重量が20kg以下になっているかを確認する。

また、生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、毎年4月に、生産業者西予市（野村シルク博物館）に対する現地調査として、生糸製糸行程案内書の記載内容を検査すると共に生産方法を遵守しているか否かを確認する。なお、生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、臨時に、現地調査を実施する。

6 明細書適合性の指導

(1) 現地調査の結果による明細書適合性の疑いについて

生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、生産業者西予市（野村シルク博物館）が、明細書記載の生産方法に従った生産が行われていない場合には、生産業者西予市（野村シルク博物館）に対し、是正命令を発し、是正を求める。

なお、是正命令を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、生産業者西予市（野村シルク博物館）について、一定期間、「伊予生糸」及び登録標章を付した状態での生糸の出荷を禁止することもできるものとする。

(2) 生糸製糸行程案内書の確認による明細書適合性の疑いについて

生糸製糸行程案内書の確認の結果、生産された生糸が明細書の記載内容に適合しない場合には、生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、生産業者西予市（野村シルク博物館）について、当該生糸の出荷を禁止する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、前記5の①～③の確認の際に（出荷の際に）、生産方法の基準をいずれも満たしている生糸についてのみ、地理的表示である「伊予生糸」及び登録標章が使用されているか否かを、生糸製糸行程案内書の記載内容を参照しながら確認する。この際、地理的表示である「伊予生糸」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用の段ボール・パッケージ）についても確認する。

(2) 生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、前記5の①～③の確認の際に（出荷の際に）、以下の生糸があるか否かを確認する。

- ①生産方法の各基準のいずれかを満たしていない生糸であるにもかかわらず、地理的表示である「伊予生糸」及び登録標章が使用されている生糸

- ②地理的表示である「伊予生糸」のみが使用されている生糸
- ③登録標章のみが使用されている生糸

8 地理的表示等の使用の指導

生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、前記5の①～③の確認の際に（出荷の際に）、以下の場合に該当する場合は、生産業者西予市（野村シルク博物館）に対し、是正命令を発し、是正を求める。

なお、是正命令を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、生産業者西予市（野村シルク博物館）について、一定期間、「伊予生糸」及び登録標章を付した状態での生糸の出荷を禁止することもできるものとする。

- ①生産方法の各基準のいずれかを満たしていない生糸であるにもかかわらず、地理的表示である「伊予生糸」及び登録標章が使用されている場合
- ②地理的表示である「伊予生糸」のみが使用されている場合
- ③登録標章のみが使用されている場合

9 実績報告書の作成等

生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- （1） 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- （2） 現地調査記録（生糸製糸行程案内書の記載内容を検査すると共に生産方法を遵守しているか否かを確認したことを示す記録を含む）
- （3） 提出時における最新の明細書
- （4） 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

生産者団体愛媛県西予市蚕糸業振興協議会は、前記9により作成提出した書類に加え、以下の書類を、西予市野村シルク博物館（愛媛県西予市野村町野村8-177-1）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

- ① 生糸製糸行程案内書
- ② 入荷選別伝票

11 連絡先

